

# 審 査 申 立 書

2012年8月 日

東京第一検察審査会 御中

1 申立人

別紙申立人目録記載のとおり

2 罪名

虚偽有印公文書作成罪(刑法第156条)及び同行使罪(同法第158条)  
偽証罪 (同法第169条)

3 不起訴処分

平成24年6月27日 (最高検刑第172号、同第173号、同第174号)

4 不起訴処分をした検察官

最高検察庁検察官検事 中村孝

5 被疑者

田代政弘 45歳 (元法務総合研究所付検事)

佐久間達哉 55歳 (法務総合研究所国連研修協力部部长)

木村匡良 50歳 (東京高等検察庁検事)

6 被疑事実の要旨

(1)虚偽有印公文書作成罪及び同行使罪について

被疑者田代政弘、同佐久間達哉、同木村匡良は、東京地方検察庁特別捜査部に所属する検察官であり、同庁が受理、あるいは認知立件する刑事事件の捜査・処理の業務に従事していたものであるが、平成22年2月4日、同庁が不起訴処分を行った衆議院議員小澤一郎に対する政治資金規正法違反事件に関し、東京第五検察審査会において、同不起訴処分に対して審査の申立てが行われ、起訴相当とする議決が行われたことを受けて、同庁において、同事件の再捜査の一環として、同事件の関係者である衆議院議員石川知裕の取調べを行い、その結果を、捜査報告書として同部部长等に報告するに当たり、行使の目的で、同人が取調べで供述した事実がないのに、同人が、「私

が、『収支報告書の記載や定期預金担保貸付については、私自身の判断と責任で行ったことで、小沢先生は一切関係ありません。』などと言い張っていたら、検事から、『貴方は11万人以上の選挙民に支持されて国会議員になったんでしょ。そのほとんどは、貴方が小沢一郎の秘書だったという理由で投票したのではなく、石川知裕という個人に期待して国政に送り出したはずですよ。それなのに、ヤクザの手下が親分を守るために嘘をつくのと同じようなことをしていたら、貴方を支持した選挙民を裏切ることになりますよ。』と言われたんですよ。これは結構効いたんですよ。それで堪えきれなくなって、小沢先生に報告しました、了承も得ました、定期預金担保貸付もちゃんと説明して了承を得ましたって話したんですよ。」「色々と考えても、今まで供述して調書にしたことは事実ですから、否定しません。これまでの供述を維持するというので、供述調書を作ってもらって結構です。」と供述した旨同報告書に記載した上、同報告書に署名押印し、もって、共謀の上、虚偽の有印公文書を作成し、その後、同文書を東京第五検察審査会に送付させ、これを行使したものである。

## (2) 偽証罪について

被告発人田代政弘は、平成23年12月15日、東京都千代田区霞が関一丁目1番4号東京地方裁判所104号法廷において、小沢一郎こと小澤一郎に対する政治資金規正法違反被告事件につき、証人として宣誓の上証言した際、被告発人田代の作成に係る平成22年5月17日付け捜査報告書中に、同日の石川知裕に対する取調べにおいて実際には存在しなかったやり取りが記載されていることについて、同日の取調べ状況に関する記憶とその約4か月前における上記石川勾留中の取調べ状況に関する記憶が混同した事実がなく、かつ、上記石川が自らの勾留中の取調べ状況について記した著書が上記報告書作成時には出版されていなかったにもかかわらず、「この日の取調べについて、一言一句記録しているわけではありませんので、思い出し思い出し捜査報告書を作成しました。その中で、勾留中に石川さんと話していること、それから、保釈後に石川さんが著書中で言っていることなどについて記憶があって、それに関連するようなことを5月17日の取調べの中でも話題に上がっていたために、若干記憶が混同してですね、整理して書いてしまったといったことはあるかと思いません。」旨自己の記憶に反した虚偽の陳述をし、もって偽証したものである。

## 7 審査申立ての理由

私たちは、平成22年に起こった大阪地検の郵便不正事件をめぐる検察官の証拠改竄という不祥事に際して、検察の刑事処分の在り方に疑問を感じ、そのようなやり方では、失われた検察への信頼を回復し、健全な法治国家を実現することはできないと考えた市民が集まって結成した団体です。

そして、昨年12月、検察審査会の議決を受けて起訴された小沢一郎氏に対する陸山会事件公判で、再び、検察をめぐる重大な不祥事が明らかになりました。

検察審査会の起訴相当議決を受けて検察が再捜査する過程で行われた石川知裕氏の取調べに関して、政治資金収支報告書についての小沢氏への報告・了承に関して、実際の取調べのやり取りとはまったく異なる捜査報告書が作成され、それが検察審査会に提出されて審査資料とされ、小沢氏を起訴すべきとする議決にも引用されていたという、驚くべき事実でした。

市民の代表として、検察官の不起訴処分を審査すべき検察審査会の議決が、事実と反する虚偽の報告書によって誘導されていたとすれば、まさに法治国家の存立そのものを危うくする重大な問題だと思い、我々は、検察の対応に注目していましたが、この件が法廷で明らかになったにもかかわらず、検察が、自ら、この問題に関する調査や捜査を行う動きは一向にありませんでした。

そこで、我々は、捜査報告書を作成した田代政弘元検事を虚偽有印公文書作成・同行使の事実で告発し、さらに、田代元検事がこの件で、法廷で明らかな偽証を行ったことから偽証罪で、さらにこの件が田代元検事一人の独断による犯行とは到底思われないことが明らかになったことから、上司についても関連する事実で告発したものです。

その後、本年2月17日の東京地裁の陸山会事件の公判で、田代元検事の取調べ方法が、利益誘導や圧力などによるもので「このような取調べ方法は、違法不当なものであつて、許容できないことは明らかである。」と指摘され、田代元検事が作成した石川氏の供述調書の証拠請求を却下する決定が下されただけでなく<sup>1</sup>、「田代検事が公判で供述する説明内容にも、深刻な疑いを生じさせるものといわざるを得ない。」と田代元検事の公判での偽証にまで明確に言及され<sup>2</sup>、また、4月26日に出された判決では、「検察官が、公判において証人となる可能性の高い重要な人物（石川氏）に対し、任意性に疑いのある方法で取り調べて供述調書を作成し、その取調べ状況について事実と反する内容の捜査報告書を作成した上で、これらを検察審査会に送付するなどということは、あつてはならないことである。」「検察官が任意性に疑いのある方法で取調べを行って供述調書を作成し、また、事実と反する内容の捜査報告書を作成し、これらを送付して、検察審査会の判断を誤らせるようなことは決して許されないことである。（中略）、本件の審理経過等に照らせば、本件においては事実と反する内容の捜査報告書が作成された理由経緯等の詳細や原因の究明等については、検察庁等において、十分調査等の上で対応がなされることが相当であるというべきである。」と虚偽の捜査報告書を作成して検察審査会の判断を誤らせる行為が厳しく断罪

<sup>1</sup> 別添資料7「東京地裁決定が認定した平成22年5月17日の取調べ状況（決定要旨2～5頁）」参照

<sup>2</sup> 別添資料8 東京地裁決定が認定した勾留中の取調べ状況（決定要旨7～13頁）」参照

され<sup>3</sup>、検察による調査を求める異例の判示が行われたことで、我々も、意を強くしました。

しかも、この直後の平成24年5月3日に、この田代報告書や石川氏の取調べの録音記録の反訳書を含む一連の証拠文書の実物のコピーが、インターネット上に流出したことによって、私たちを含め、誰でもが、問題になっていた報告書や取調べの全貌を把握することが可能になりました。私たちは、これらの実物を見て、改めて、検察で作成された一連の報告書の虚偽性・悪質性に、愕然としたのです。

この虚偽有印公文書作成及び行使の事件の最大の問題は、田代報告書と実際の取調べは、その具体的会話の内容の比較においても、また、取調べの全体的な状況の比較においても、まったく似ても似つかないものであったということです。

すなわち、石川議員が、5月17日の取調べで、勾留中の供述の訂正を求め、小沢議員に対する報告が3月にはなかったことを懸命に説明しているにもかかわらず、田代元検事は、供述を変更すると小沢氏が検察に起訴されて、かえって不利な結果になるかのような見通しを述べて、勾留中の供述を維持するように執拗に説得した挙げ句、田代が勝手に作文した供述調書に署名させただけというのが実態だったのです。ところが、田代報告書の内容は、その取調べに問題はまったくなく、理想的、模範的な取調べの経過で、石川議員が関与を自分から認めたかのような内容で、問答形式まで使ったりアリティにあふれたものでした。検察は、そのような虚偽の報告書を検察審査会に送っておきながら、それを弁護側に開示せずに隠し通そうとし、これが、裁判所の勧告によって指定弁護士から開示されて、公判で問題になると、今度は「記憶の混同」などというありえない言い訳で罪を逃れようとしたという、悪質である一方、単純かつ明快な事案なのです。

この田代報告書と録音記録を比較しただけで、田代元検事が虚偽の捜査報告書を故意に事実と反するものとして作成したことや、それを「記憶の混同」で説明した田代元検事の公判での証言が嘘であることは明らかで、そのことは、別添資料1「田代報告書と石川議員反訳対照表」で詳細に比較対照を行っていることで一目瞭然です。

また、別添資料2「実際の取調べ状況対照表」を見て頂ければこの5月17日の取調べにおいて、石川議員に事実と反する調書に署名をさせるために、田代元検事がどれほどの脅しやだましを使っているのか、田代報告書に書かれているような模範的な取調べとは似ても似つかない取調べのやり方で、石川氏に供述調書に署名をさせていることも明らかです。

6月4日、法務大臣の退任会見で、小川前法務大臣が、「捜査報告書は検事の記憶違いではない。ほぼ全部が架空なんです」「ようするに田代検事の勘違いというの

---

<sup>3</sup> 別添資料9 平成24年4月26日政治資金規正法違反被告事件判決要旨

は、とうてい考えられない。」「私自身は指揮権の発動と言うことも決意し」とまで発言されました。裁判官・検察官・弁護士の法曹三者の経験された法曹資格者の小川前大臣も、田代報告書や反訳書の現物を見て、素人の私たちと同じようにお思いになったことがわかり、一層意を強くしました。

そして、また、これらの証拠書類を検討することで、後に述べるように、佐久間及び木村についての共犯の疑いも極めて濃厚であるといえます。

(これらの証拠書類の実物は、別添資料4「田代報告書及びインターネットに流出した計7通の報告書」、別添資料5「石川議員録音反訳書」として添付してありますので、是非、直接、ご参照ください。)

しかし、それにもかかわらず、最高検は、この問題に関して、すみやかで厳正な捜査どころか、記憶の混同などという、常識的にあり得ない弁解を丸呑みし、本人が否認しているというだけの信じられない根拠で、嫌疑不十分または嫌疑なしの不起訴処分としたのです。

この不起訴処分の具体的理由については、平成24年6月27日に最高検が報道関係者に記者会見と共に配布した「国会議員の資金管理団体に係る政治資金規正法違反事件の捜査活動に関する捜査及び調査」(以下「最高検報告書」という。)によって、説明されているとされますが、この処分および報告書は、その配布直後から、各社の報道でも、「身内に甘すぎる処分」「とても言葉を補うとか、補正するとかいうレベルではない」「検察の信頼の回復はない」と厳しい批判を浴びたほどの、ひどい内容でした。<sup>4</sup>

すなわち、この最高検報告書は、田代報告書と5時間にも及ぶ石川氏の取調べの反訳書の中から僅かに一致する「ヤクザ」という語句などを拾い出してきて、その単語があるから、むりやりに「実質的には相反するものではない」「記憶の混同は不自然とは言い難い」とこじつけたもので、なんの合理性もないものにすぎません。

まさに、起訴権限を独占する検察庁が、その権限を身内を守るために私物化したこと、まさに自浄作用を完全に失っていることを露呈したとしかいいようのないものでした。

別添資料3「最高検報告書対照表」で、詳細に、その矛盾点を比較検討しておりますので、ごらんください。

何よりも驚いたことには、この最高検の報告書においては、田代元検事が書き加えた実際に存在しない場面などが、田代元検事と石川議員の間に「勾留中に同様の会話が合ったため混同した」「共通の認識があった」ことから、身振りや手振りでも理解し合っているため、相反性がないとされているということです。

---

<sup>4</sup> 別添資料10「不起訴に関する各紙新聞報道、社説等」

そこで、当会から、当事者である石川知裕議員に実際にそのような共通の認識や勾留中の会話が合ったのかを確認したところ、驚いたことに、最高検は、当事者である石川氏の聴取を全く行っておらず、新聞で不起訴の見通しが報じられた後の5月上旬になって、聴取の要請をしてきたため、石川氏側が「不起訴の体裁」を整えるための聴取だと判断して聴取を拒否したということでした。そこで私たちは、石川議員に質問状を送り、この、田代元検事の取調べの状況などについて、回答書を頂きました。（別添資料6「石川議員回答書」）。

それによりますと、田代元検事の記憶が混同するような勾留中のやり取りは存在せず、また、最高検の報告書に書かれているような「共通認識」などなかったとのことでした。

今回の事件は、「最強の捜査機関」と言われた東京地検特捜部の捜査で、組織的な犯罪が行われたことが、様々な偶然が重なったことで、白日の下にさらされた極めて稀有な事件です。この事件を、検察が、その権限を悪用して常識では考えられない不起訴処分を行って、真実を覆い隠してしまうということがまかり通ってしまえば、今後、組織的背景を持つ検察官の犯罪は、すべて、同様に隠蔽されるのが当たり前ということになります。

そんな法治国家、民主国家があつていいでしょうか。

検察の権限は強大であるがゆえに、検察は常にその権限の行使には慎重であるべきであり、また、その強大な権限を持ち、公益の代表者であるべき検察官の犯罪は、より厳正に捜査され、処罰されるべきであると、私たちは考えます。

検察が、正当な捜査・調査を行わず、隠蔽しようとする以上、唯一それを是正することができるのは、検察審査会の審査員の皆さんです。市民の代表である皆さんが真つ当な常識・良識をもって議決をされることで、裁判によって、真実を明らかにしていただきたいと考えるのです。

なお、私たちは、素人の市民が集まった団体に過ぎませんが、この、まさに日本が法治国家であるかどうかの瀬戸際といえる重大な問題を憂えて、多くの法律家の方々から、ご協力・ご助言を頂いております。

今回の一連の事件について、最高検報告書で書かれている不起訴理由が、法律の専門家の目から見ても、全く成り立たない不当なものであるというのが、当会に協力して頂いている法律家の方々の一致した見解です。法律家の方々の見解は、別表3「最高検報告書の不当性と本件の明白性」で詳細に述べられている通りです。検察の方では、何とかして不起訴処分を維持しようとなりふり構わず、検察審査員の方々を説得にかかるものと思いますが、同資料から、最高検報告書の内容が、具体的に、どう問題であり、どのような論拠により、審査申立て事実について犯罪の嫌疑が明白であるのかご理解頂けるものと思います。

## 8. 審査申立人、証人の尋問について

検察審査会法には「審査申立人及び証人を呼び出し尋問することができる」（法37条）、また、「相当と認める者の出頭を求め、法律その他の専門的事項に関し助言を徴することができる」（法38条）という規定があります。

今回の審査にあたっては、今回の問題が、法治国家の根本に関わる問題であることを理解して頂き、適切にご判断を頂くため、是非、同規定を活用して頂きたいと存じます。審査申立人の代表の八木は御要請があればいつでも参りますし、田代元検事の虚偽公文書作成に関して最も重要な証人であるにもかかわらず、検察が聴取を行わなかった石川知裕議員についても、是非、尋問を実施して、直接、話をお聞き頂きたいと存じます。

以上

## 添付書類

### 別紙「最高検報告書の不当性と被疑者らの嫌疑の明白性」

最高検報告書で書かれている不起訴理由は、まともな法律の専門家の目から見れば、全く成り立ちえない不当なものであるというのが、当会に協力して頂いている多くの法律家の方々の一致した見解です。この法律家の方々の見解を、法律論や実務の見地から、詳細に述べたものです。

### 別添資料1「田代報告書と石川議員反訳対照表」

石川議員録音反訳書（添付資料6）は、5時間にも及ぶ取調べを記録したもので、一読しただけでは、その意味するところを正確に把握することは簡単ではないと思われまので、申立人らにおいて、田代報告書の記載が全体として、5月17日の取調べとは全くの別物＝虚偽であることを一覧できるようにするため、田代報告書の各記載と実際の取調べ録音を比較対照した表を作成しました

### 別添資料2「実際の取調べ状況対照表」

同上の理由により、田代報告書には記載されていない部分において、5月17日の取調べにどれほどの問題があり、裁判所から問題を指摘されているかを、わかりやすく一覧できるように、申立人らにおいて、実際の取調べの問題点を列記した表を作成しました

### 別添資料3「最高検報告書対照表」

最高検報告書が、重箱の隅をつついたような性格のものであるため、それに対して一つ一つの反駁を加えることは、必要以上に申立書を長大にし、全体の要旨が不明確になる

可能性があり、また、まさしくそのこと自体が、最高検報告書の意図のひとつであると  
考えられることから、この最高検報告書が、細部においても、すべて矛盾と曲解による  
ものであることが、わかりやすく一覧できるように、申立人らにおいて、最高検報告書  
の矛盾点を列記した表を作成しました

別添資料4 「田代報告書及びインターネットに流出した計7通の報告書」及び

別添資料5 「石川議員録音反訳書」

2012年5月2日に、ロシアのサーバーに、何者かによって、別紙資料6とともに公  
開された証拠書類で、翌日、複数の関係者によって、実物であることが確認されまし  
た。これによって、事件の全貌が明らかになりました。この両者は、否認のままでも有  
罪立証が可能といえる、まさに、田代報告書が虚偽であったことの動かぬ証拠といえる  
ものです。

別添資料6 「石川議員回答書」

私たちは、当事者である石川知裕議員に質問状を送り、まさに、田代元検事の取調べの  
状況などについて質問をしたところ、回答書を頂きました。一瞥しただけでも、田代検  
事の取調べの状況やその際の石川氏の発言が、最高検報告書に書かれているようなもの  
ではないことは明らかです。

別添資料7 「東京地裁決定が認定した平成22年5月17日の取調べ状況（決定要旨2～5  
頁）」

東京地裁が、取調録音（別紙資料6）に基づいて、石川氏に対する5月17日の取調べ  
は違法不当なものであって、許容できないと認定し、同日の石川氏の供述調書を任意  
性・特信性がないとして証拠却下した理由が書かれている箇所。田代報告書は、この取  
調状況について虚偽の報告をした文書です。

別添資料8 「東京地裁決定が認定した勾留中の取調べ状況（決定要旨7～13頁）」

東京地裁が、平成22年1月の石川氏の勾留中の取調べにおいても、田代の法廷での供述  
に反し、利益誘導・圧力・ごまかしなどによって、勾留中の石川氏の供述調書の任意  
性・特信性を否定している箇所。この中で、裁判所は、田代報告書が事実と反するもの  
であること、それが記憶の混同によるものであるという田代元検事の供述は信用できな  
いこと、（記憶の混同の前提として）勾留中の取調べにおいて田代報告書にあるような  
やり取りがあった旨の田代元検事の公判供述には深刻な疑いがあることも判示していま  
す。

別添資料9 「平成24年4月26日政治資金規正法違反被告事件判決要旨」

陸山会事件判決文の中で、東京地裁が、東京地検特捜部の捜査方法の問題や、組織的背  
景に言及し、経過や原因の究明の捜査がなされるべきであると声明した箇所

別添資料10 「不起訴に関する各紙新聞報道、社説等」